

文教公安常任委員会関係

山形県立学校設置条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案																		
学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定による中学校、高等学校及び特別支援学校を次のとおり置く。	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定による中学校、高等学校及び特別支援学校を次のとおり置く。																		
(1) 中学校	(1) 中学校																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山形県立東桜学館中学校</td> <td>東根市</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	山形県立東桜学館中学校	東根市	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山形県立東桜学館中学校</td> <td>東根市</td> </tr> <tr> <td>山形県立致道館中学校</td> <td>鶴岡市</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	山形県立東桜学館中学校	東根市	山形県立致道館中学校	鶴岡市								
名称	位置																		
山形県立東桜学館中学校	東根市																		
名称	位置																		
山形県立東桜学館中学校	東根市																		
山形県立致道館中学校	鶴岡市																		
(2) 高等学校	(2) 高等学校																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—略—</td> <td>—略—</td> </tr> <tr> <td>山形県立鶴岡南高等学校</td> <td>鶴岡市</td> </tr> <tr> <td>山形県立鶴岡北高等学校</td> <td>鶴岡市</td> </tr> <tr> <td>—略—</td> <td>—略—</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	—略—	—略—	山形県立鶴岡南高等学校	鶴岡市	山形県立鶴岡北高等学校	鶴岡市	—略—	—略—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—略—</td> <td>—略—</td> </tr> <tr> <td>山形県立致道館高等学校</td> <td>鶴岡市</td> </tr> <tr> <td>—略—</td> <td>—略—</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	—略—	—略—	山形県立致道館高等学校	鶴岡市	—略—	—略—
名称	位置																		
—略—	—略—																		
山形県立鶴岡南高等学校	鶴岡市																		
山形県立鶴岡北高等学校	鶴岡市																		
—略—	—略—																		
名称	位置																		
—略—	—略—																		
山形県立致道館高等学校	鶴岡市																		
—略—	—略—																		
(3) —略—	(3) —略—																		

山形県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(信号機に関する基準)</p> <p>第2条 信号機等に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者又は自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機のいずれもが、車両（交差点において既に左折又は右折しているものを除く。）が当該道路を進行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの</p>	<p>(信号機に関する基準)</p> <p>第2条 信号機等に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）又は特定小型原動機付自転車（<u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第17条第3項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。</u>）及び自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機のいずれもが、車両（交差点において既に左折又は右折しているものを除く。）が当該道路を進行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの</p>

